

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

令和8年 2月8日(日)

午前7時から 午後8時まで

-
- ・「入場券」は、1月27日(火)に発送します。
選挙日程が急遽決まったため、通常より発送日が遅れます。
 - ・入場券が無くても投票ができます。
その旨を投票所の係員にお伝えください。

※ 選挙人名簿に登録されている場合に限ります。

投票日当日に投票に行けない方は・・・

期日前投票

をご利用ください

詳しくは、次のページをご覧ください。

～選挙に関するお問い合わせはこちら～

加茂市選挙管理委員会（市役所 別棟）
TEL：52-0080（内線 623 / 624）

URL <https://www.city.kamo.niigata.jp/shisei/senkyo/>



加茂市選管 検索

大切な1票を無駄にしないで
投票へ行きましょう！！



投票日当日に投票に行けない方は・・・

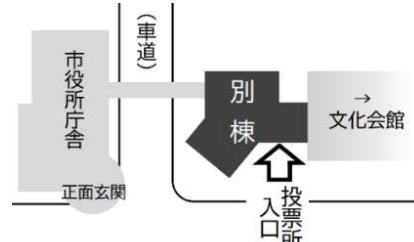
期日前投票

をご利用ください

1月28日（水）～ 2月 7日（土）

午前8時30分～午後8時00分

投票場所 加茂市役所 別棟



投票には入場券をお持ちください

右図のようなハガキがご自宅に届きます。シール式になっており、すべてめぐると4人分の入場券となります。ご自身の部分を切り取って投票所にお持ちください。

万が一入場券を紛失してしまった場合でも投票はできます。加茂市選挙管理委員会へ問合せるか、投票所で係員に申し出てください。

期日前投票の手順

入場券（1人分）→

期日前投票所では、受付の前に請求（宣誓）書を記入していただきます。事前に記入しておくと、スムーズに投票ができます。

↓入場券（1人分）



1. ご自宅に届いたハガキを開いてご自身の入場券を切り取ってください。裏面が期日前投票に必要な請求（宣誓）書になっています。必要事項を記入して期日前投票所にご持参ください。
入場券がまだ届いていない方や、紛失された方は、そのままお越しください。
2. 請求（宣誓）書に記入済みの方は、そのまま受付までお進みください。まだ記入されていない方や入場券が手元にない方は、期日前投票所で入場券または請求書にご記入ください。（用紙は期日前投票所に備え付けられています。）
3. 入場券または請求（宣誓）書を受付にお出しいただき、投票に進みます。
投票用紙をお渡しします。

↓ハガキ



↑ 両方から
めくってください

投票を忘れずに！



その他注意点

期日前投票所正面入口には、車椅子専用の駐車スペースがあります。ご活用ください。

- ・体の不自由な方は、係員が介添えします。近くにいる係員にお声がけください。
- ・鉛筆を用意していますが、自宅から持参した鉛筆でも記入ができます（色鉛筆やボールペン等は控えてください）。

期日前投票所の入口や本庁舎の正面玄関に車イスを用意しております。ご利用ください。

- ・期日前投票期間中はまだ17歳で、選挙日当日に18歳になる方は、不在者投票で投票していただきます。

※ 期日前投票と不在者投票の違いについて

期日前投票は、投票日より前に期日前投票所で投票を行う方法です。一方不在者投票は、期日前投票所で記載した投票用紙を封筒に入れたものを選挙管理委員会が保管し、投票日当日に選挙管理委員会が封筒を開けて投票の手続きを行う方法です。

◇選挙の投票要件についてお知らせします。

種類	要件	投票場所
市内の 引越し	令和8年1月23日まで に市内で引越しをし、届け出をされた方	現住所地の投票所
	令和8年1月24日以降 に市内で引越しをされた方	前住所地の投票所
市外から の転入	令和7年10月26日まで に、他市区町村から加茂市へ転入し、転入届をされた方	加茂市の投票所
	令和7年10月27日以降 に、他市区町村から加茂市へ転入し、転入届をされた方	前住所地の投票所
	令和7年9月26日まで に、加茂市から他市区町村へ転出された方	加茂市では投票できません (一部例外もあります)
令和7年9月27日以降 に、加茂市から他市区町村へ転出された方のうち		
	10月26日まで に転出先の市区町村に転入届をされた方	転出先の市区町村の投票所
	10月27日以降 に転出先の市区町村に転入届をされた方	加茂市の投票所
18歳に なる人	平成20年2月9日まで に生まれ、住民登録をされている方	現住所地の投票所
	平成20年2月10日以降 に生まれた方	まだ投票できません

◇投票所一覧

投票区・投票所		投票区の区域
1	七谷コミュニティセンター	黒水東・西・南・北・中区、上黒水、長谷、上土倉、下土倉、上大谷、中大谷、下大谷、上高柳、下高柳、小乙、岩野、西山
2	教育支援センターやすらぎ (旧 勤労青少年ホーム)	1区・2区・上3区(狭口)、桜沢
3	若宮中学校	秋房、若宮町1丁目・2丁目、八幡1丁目・2丁目・3丁目、大字上条の一部
4	加茂南小学校	新町1丁目・2丁目、五番町、上町、上条、皆川、神明町1丁目
5	加茂市公民館	仲町、本町、穀町、駅前、松坂町、岡ノ町、矢立、大字加茂の一部
6	加茂小学校	神明町2丁目、青海町1丁目・2丁目、千刈1丁目・2丁目・3丁目
7	下条小学校	中村、福島、下興屋向、上興屋向、小橋1丁目・2丁目、旱田、上下条、長福寺
8	旧天神林保育園	天神林
9	加茂市公民館西分館	23区・24区・25区(加茂新田・山島新田)
10	須田中学校	後須田第3・第4、北潟、五反田
11	須田小学校	田中新田、上・中・下鶴森、砂押新田、前須田、後須田第1・第2
12	西加茂保育園	寿町、旭町、栄町、大郷町1丁目・2丁目
13	ゆきつばき荘	番町、幸町1丁目・2丁目、新栄町、石川1丁目・2丁目
14	加茂中学校	学校町、都ヶ丘、希望ヶ丘、陣ヶ峰、赤谷
15	芝野保育園	中興野、下興野、柳町1丁目・2丁目、柳町、芝野、横江、高須町1丁目・2丁目



* 上記の施設は「投票所」になるため、2月8日(日)は利用できません。

投票にはさまざまな方法があります。当てはまる方はご確認ください

◇字を書くことが困難

手が不自由等の理由で字の書けない方は、投票所（期日前投票所）でお申し出ください。投票所の職員が代理で記入いたします。（お連れの方が記入することはできません。）

◇身体に重い障害があり投票所に行けない

身体に重い障害があり、下記要件に該当する方は郵便等により自宅から不在者投票ができます。

手帳などの種類	障　害　の　程　度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級もしくは3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

また上記の要件に該当し、自ら投票の記載ができない方で、なおかつ次の要件に該当する場合、代理人から投票用紙等に記入してもらい投票する「代理記載制度」を利用することができます。ただし、代理記載人となる方（選挙権を有する者に限る）をあらかじめ選挙管理委員会に届けておく必要があります。

手帳などの種類	障　害　の　程　度	
身体障害者手帳	上肢あるいは視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢あるいは視覚の障害	特別項症から第2項症

これらの制度を利用するには、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」を交付されていなければなりません。この証明書の有効期間は7年間です。期限の切れる方や新たに申請する方は、お早めに選挙管理委員会へご相談ください。また投票用紙等のご請求は、投票日の4日前までに選挙管理委員会へ請求書が届いていなければなりません。こちらもお早めに選挙管理委員会へご請求ください。

◇病院や施設に入院・入所している

県が指定した病院・施設等（加茂病院、平成園、第二平成園、第三平成園、さくら苑など）に入院（入所）中の方は、その病院等で不在者投票ができます。まずはお早めに投票したい旨を病院等にお申し出ください。選挙管理委員会から病院等に投票用紙等をお届けし、そちらで投票していただきます。詳しくは入院（入所）中の病院・施設等にお問い合わせください。

◇出張などで、長期間加茂市に帰れない

加茂市に選挙権がある方なら、次の手順で滞在先の市区町村で不在者投票を行うことができます。

- ① 不在者投票の請求書を郵便または直接 加茂市選挙管理委員会へ提出（メール・FAXは不可）
※請求書はホームページから入手でき、またお電話をいただければ郵送でもお送りします。
- ② 投票用紙等が届いた後、開封せずにそのまま滞在先の最寄りの市区町村の選挙管理委員会へ持参し、投票を行う（郵送日数の都合上、なるべくお早めにご対応ください。）
- ③ 滞在先の選挙管理委員会から加茂市選挙管理委員会に投票が郵送される。